

保護者 様

出席停止の取り扱いについて

兵庫県立視覚特別支援学校

下記の病気は、学校保健安全法第19条によって、他の幼児児童生徒に感染する恐れがある間は登校できないことになっています。出席停止は欠席日数に含まれませんので、十分に休養してください。登校の際には、下記の登校許可証を主治医に記入していただき、学級担任へ提出してください。

● 感染症

	病名	出席停止期間
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、パスト、マルブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、SARS、鳥インフルエンザ	治癒するまで
第二種	インフルエンザ	発症後5日を経過し、かつ、解熱後2日（幼児にあつては3日）を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は、5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風疹（三日ばしか）	発疹が消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	医師が感染の恐れがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	医師が感染の恐れがないと認めるまで	
第三種	感染性胃腸炎（ノロウイルス、O-157など）、溶連菌感染症、マイコプラズマ肺炎、急性出血性結膜炎、流行性角結膜炎、その他伝染病にかかり医師が出席停止した場合	医師が感染の恐れがないと認めるまで

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・きりとりせん・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

登校許可証

幼児児童生徒名（ ）

病名（ ）により、 月 日より治療中でしたが、他の生徒に感染のおそれはないので 月 日より登校許可します。

学校において注意することがありましたら記入してください。

令和 年 月 日

医療機関名

医師名

印